

令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立朝倉高等学校
課程又は 教育部門	定時制課程

80

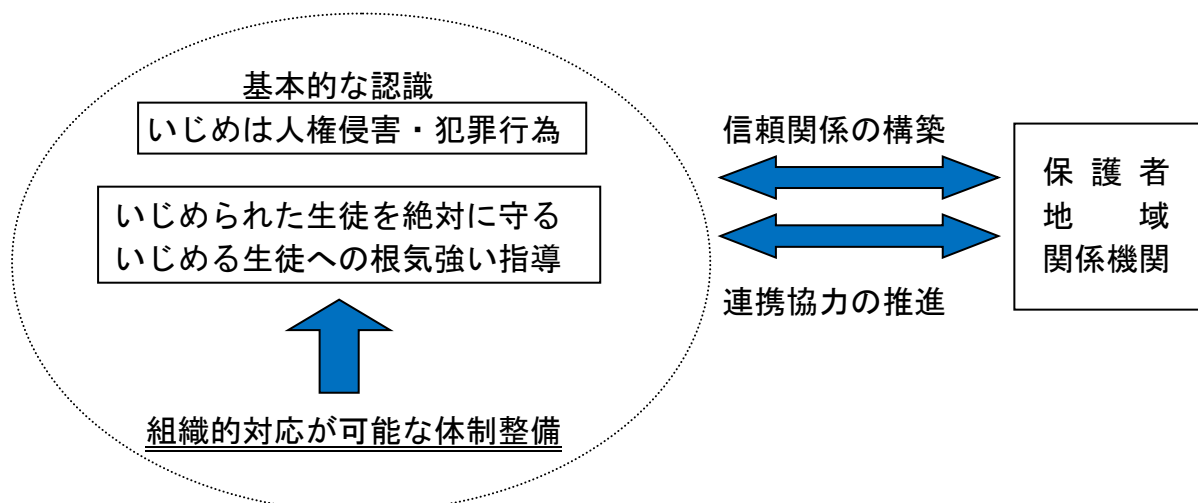
1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。また、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、全職員が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にもおこりえる」という認識をもち、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観する行為も許さない姿勢で、どんな繊細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育てることになる。この理念に基づいて、以下の目標を立てる。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であることを職員及び生徒が熟知し、「いじめを許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守る。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と根気強い指導を行う。
- (4) 日頃から、生徒はもちろん保護者との信頼関係をつくる。
- (5) 地域や関係機関との連携協力を努める。
- (6) 学校における組織的な対応を可能とする体制整備をする。

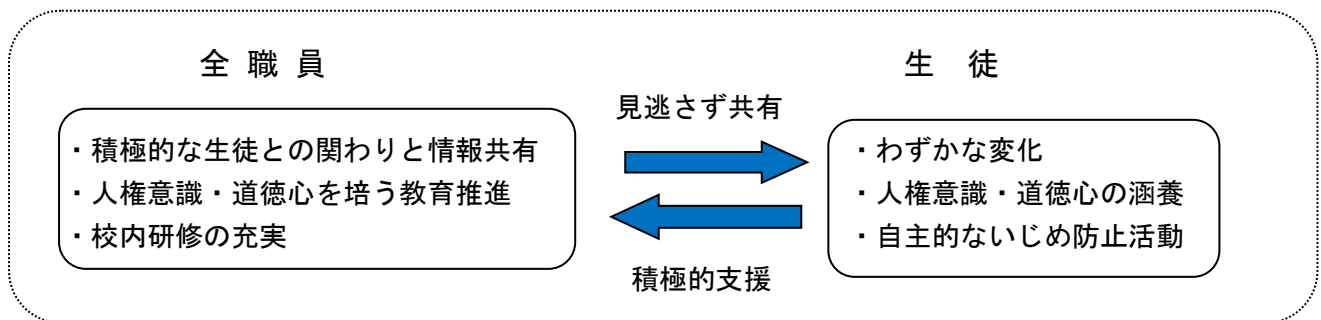
いじめを許さない学校



2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 生徒のわずかな変化も見逃さず、全職員が積極的に生徒とかかわる。
- (2) 生徒についての情報を全職員が共有する。
- (3) すべての教育活動において、人権意識・道徳心を培うことを充実させる。
- (4) いじめの態様や特質などについて校内研修や職員会議を通し共通理解を図る。
- (5) 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動への積極的支援をする。
- (6) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- (7) いじめのない環境で部活動を実施するために、施設の使用方法や人間をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

いじめを未然に防止するための取組



3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

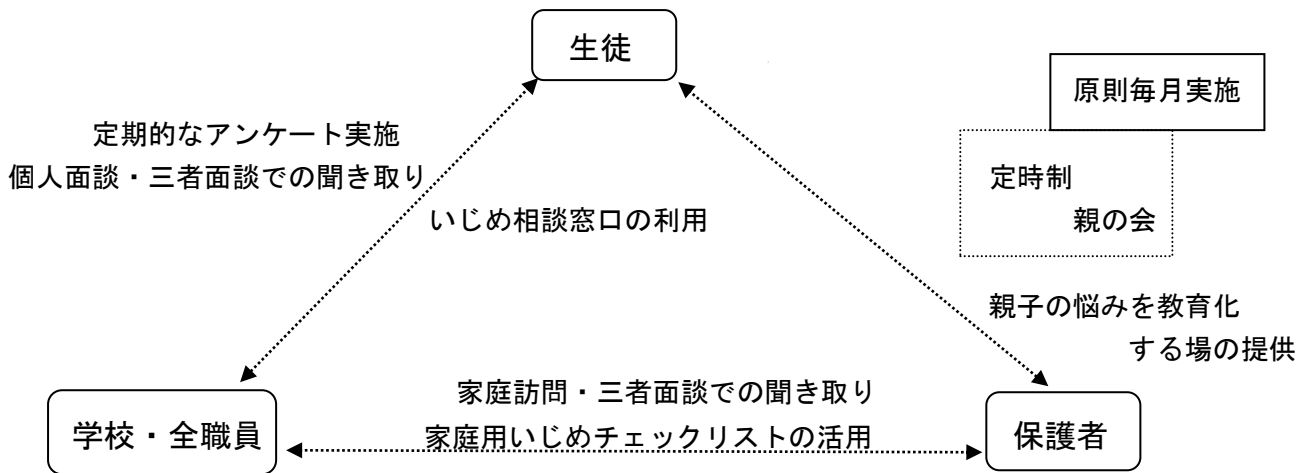
いじめの特性として、被害者である生徒がいじめを認めることで自尊心が傷つけられたり、報復を恐れるあまり訴えることができないことも多い。そのまま放置すれば、いじめの長期化、深刻化が進む。

それを防ぐには、生徒の何気ない言動の中にある心の訴えを感じ取る感性、表面には現れにくいいじめの構造に気づく洞察力が必要である。また、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的なアンケートを実施する。（毎月）
- (2) 個人面談および三者面談による聞き取り調査を行う。
- (3) 家庭訪問や家庭用いじめチェックリストを使って、校外での状況を掴む。
- (4) いじめ相談窓口を作る。

いじめを早期発見するための取組



4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1） 基本的考え方

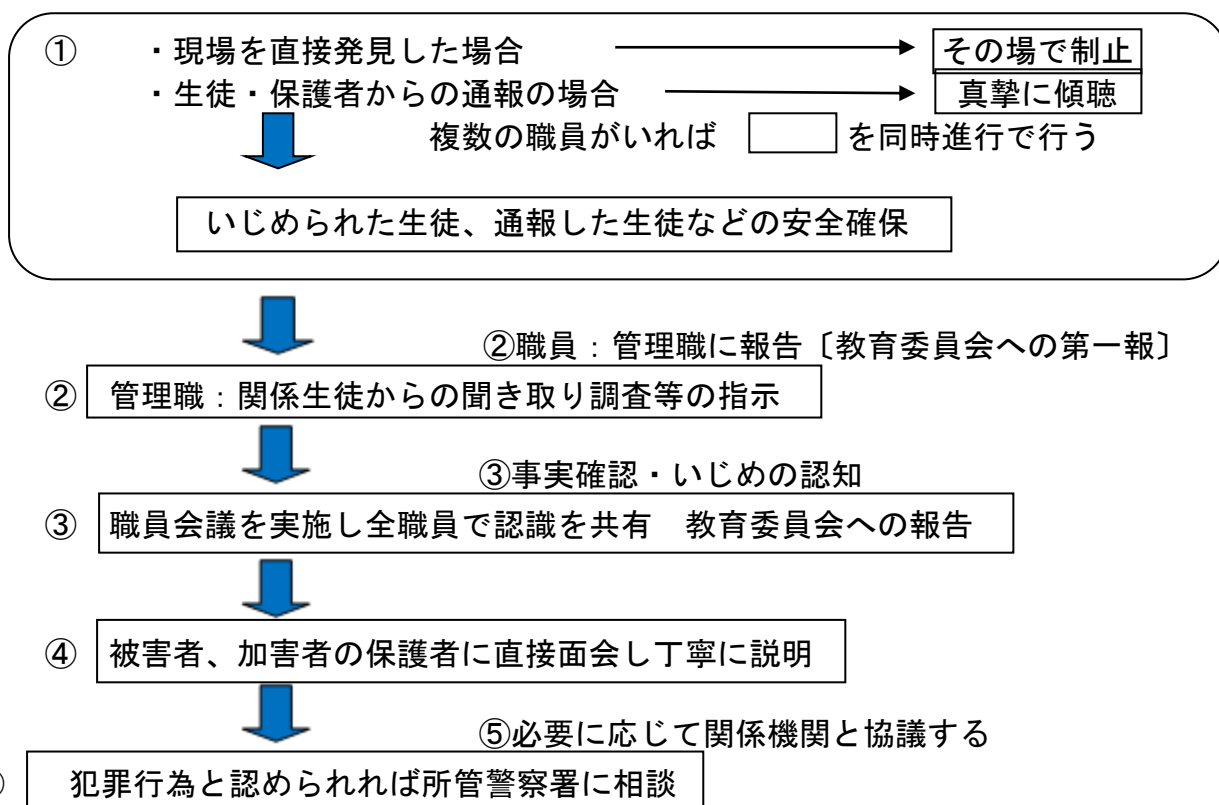
ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、いじめ防止対策委員会による認知を行い、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。けんかやふざけ合いに見えても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目した判断を行い、被害者を守るとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、忍耐強く毅然とした態度で指導する。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。これらの対応については全職員の共通理解の下、保護者、関係機関、専門機関と連携しながら取り組む。

また、学校は、個々の児童生徒の理解に努め、様々な変化を見逃さず、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応していく。

（2） いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から管理職が関わり、管理職が電話で県教育委員会への第一報を行なう。
 - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したとき、その場で止めさせる。
 - ・生徒や保護者からの相談や通報に対しては、真摯に傾聴する。そのいじめられた生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、すぐに、管理職や当該組織（いじめ防止対策委員会）に報告する。その後速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの有無を確認する。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、職員会議を持ち、全職員で情報共有を行う。
- ④ 被害者・加害者の保護者への連絡については、直接会って（家庭訪問等）丁寧に行う。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関と協議する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として認められるときには、所轄警察署と相談し、対応を検討する。
- ⑦ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ⑧ 部活動指導員、非常勤講師等にも本対応について周知する。

【いじめ発覚時の初期対応】 ①～⑥は上記に対応



(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

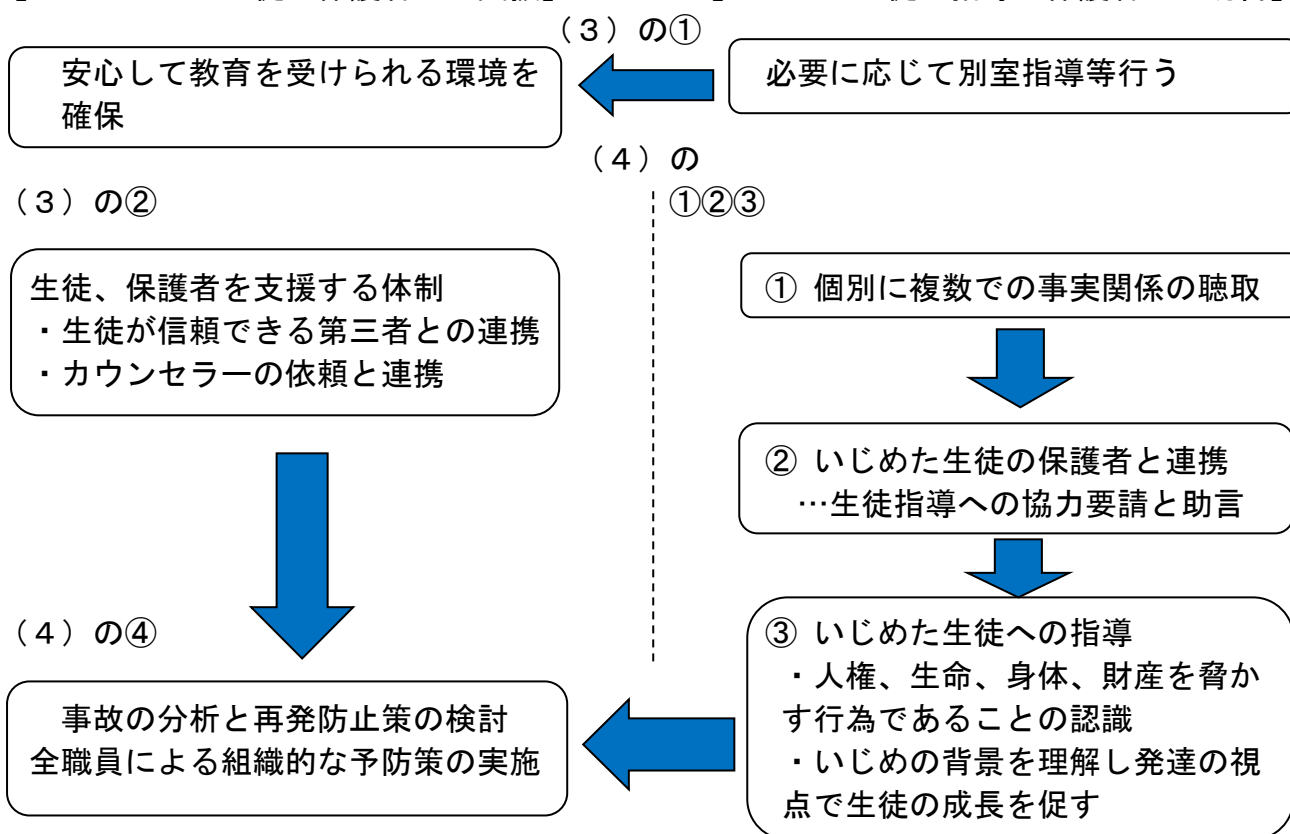
- ① いじめた生徒の別室指導等を行うことで、いじめられた生徒が安心して 教育を受けられる環境を確保する。
- ② いじめ防止対策委員会が中心となって、いじめられた生徒を支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒が信頼する人との連携、カウンセラーなどの協力を得る。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめを止めさせた上で、加害生徒から事実関係を聴取する。聴取に当たっては、個別に複数で行う。
- ② 事実関係を聴取した後に、いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、人権を侵害するばかりではなく、生命、身体又は財産を脅かす行為である事を理解させる。なお、いじめの背景にも目を向け、該当生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ④ 全職員が連携し、組織的に、いじめを止めさせ、再発防止に心がける。

【いじめられた生徒と保護者への支援】

【いじめた生徒の指導と保護者への助言】



(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していた生徒にいじめを自分の問題として捉えさせる。しかし、それらの生徒もいつ自分が被害を受けるかもしれないという恐怖を感じることが考えられることから、全職員が「いじめは許さない。いじめは犯罪だ」「いじめを見聞きしたら、必ず知らせること。そのことがいじめをなくす、そして自分らを守ることだ」ということを徹底して伝える。
- ② 被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。
 - ・人権、道徳の観点に立った授業や学級活動を活用して、生徒の人権意識の向上を図る。また、外部講師による「命の大切さ」をテーマとした、講演会やコンサートを開催する。
 - ・スポーツ大会、校外学習を人間関係を学ぶ機会ととらえ、効果が出る企画を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 非行防止教室の大きなテーマとして、情報モラル教育を進める。また、教科「情報」の授業の中でも指導する。
- ② 関係生徒からの聴き取りと同時に問題の箇所を確認及び保存する。その後削除や書き込み者に対応する。
- ③ SNS(LINE等)絡みのトラブルについては、生徒からの情報が得やすい環境をつくる。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、いじめの解消と判断する手順としては、いじめ防止対策委員会での会議により校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

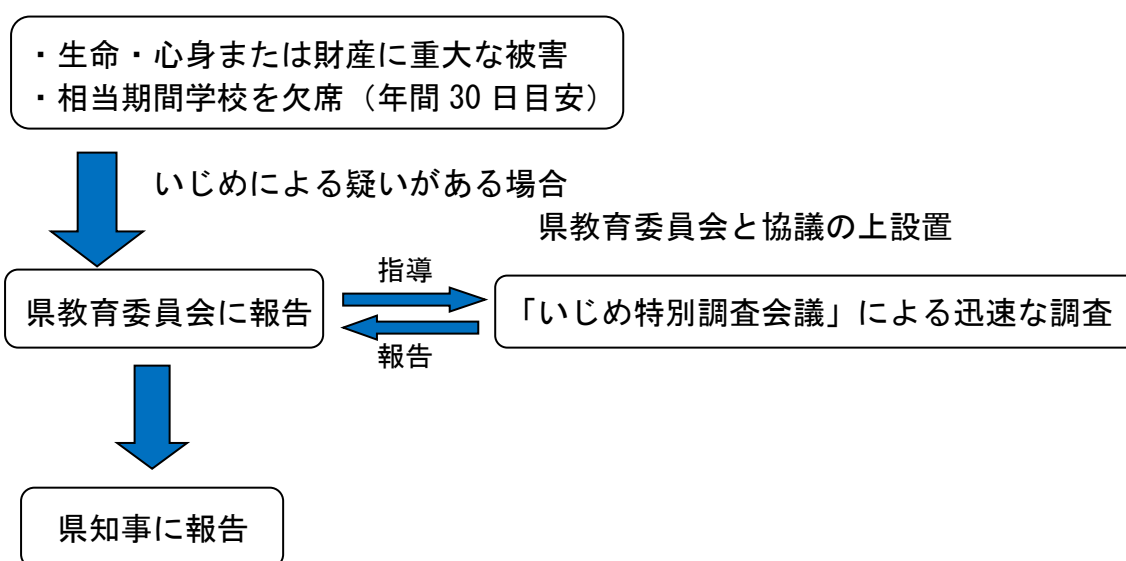
いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているなどの疑いがある場合は、県教育委員会を通じて県知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査会議」を設置し、迅速に調査に着手する。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、調査組織、方法、方針、経過等を保護者へ適切に情報提供を行う。

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ速やかに報告する。その際調査結果の報告には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の所見を含め、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

【重大事態発生時の対応】



6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応などに関する処置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

管理職、教務・人権・保健・生徒指導・研修係の代表、担任、外部の専門家（臨床心理士・弁護士等）、PTA会長、地域の適応指導教室職員、保護者

- ・ いじめ防止等の取り組み内容の検討
- ・ いじめに関する相談や通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応及び決定
- ・ 事案の報告

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

管理職、委員会における各部代表、担任

* 専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

役割と機能

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に、適時、適切な方法での提供と説明
- ・ 福岡県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文章を添えて、調査結果の報告を提出

7 学校評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。